

#### 民健康保険

## 「共同安定化事業」の 魅力と限界

等の批判を浴びた報酬の廃止など、自 民党政権時から民主党政権へ、次々に ぼ治まった感が深い 律天引きの是正、後期高齢者診療料 再三の保険料減免、年金から保険料

入すべき疾病構造の変化にい きるのか。外来にも包括報酬体系を導 置きなどの優遇策はいつまで維持で 保険料、70~74歳の窓口負担1割据え 1をつぶっていられるのか。 つまで

もっと深刻なのは総人口の逓減・渦

拡充もまた、県民国保、への衣替えを 替策の 単位化案は棚上げされた。しかし、代 迫る仕組みになりそうだ。 主党政権による「(後期)高齢者 医療制度」の廃止・「国保」の県 「保険財政共同安定化事業 0)

# 難問の先送りいずれ火を噴き

「共同事業」拡充という

にはいかない。

るのか。これらの難問から逃げるわ 域保険の併存体制はどこまで耐えう 以上対象の高齢者医療制度という地

医療制度をめぐる世論の猛反発はほ 政権交代の引き金になった高齢者

懐柔案・改良策が施された。その効果 であろう。 ただし、最低は月額360円程度の

> ではなく全市町村の共同事業に変わっ 療費の約4割は個々 事業対象)。この枠組みで県内の総 である(80万円以上は高額医療費共 全市町村による拠出金で賄う仕組み 共同安定化事業」が導入された。月 30万円以上」の医療費はその県内 創設前、 2008年度の高 市町村国保には の市町村の責 齢 者医 「保険財 療 制 医 同

市町村の拠出割合は原則的に「被保

疎地域の拡大・後期高齢者の急増に

対

74歳未満加入の市町村国保と75歳

平均より医療費が低い市町村の拠出 う。 町村は拠出金が少なく済む。逆に県内 決まり医療費適正化を誘導する、とい 保険料の市町村格差を縮小させる和 金は多くなる (図参照 あれば県内平均より高い医療費の市 いである。残り半分は医療費の高低で た。拠出金の半分は医療費や所得水準 険者割50」対「医療費実績割50」とされ に関係なく被保険者数で割り勘にされ ただし、例えば同じ被保険者数で

付金 れる。 9 % 拠出が高い市町村へ交付金が配分さ その是正策として都道府県調整交 (国保法改正で給付費の7%から 引き上げ)を活用して給付より

## よみがえる? 保険者不 不在

単位 は捨て実を取る」作戦とも言える。県 拡充による財政の県単位化には賛成 や自民党、公明党も共同安定化事業の した。厚労省テクノクラートらしい「名 国保の県営化には猛反対の知事会 でリスク分散を図ることで零細

だれなの

か。形式的には県内すべての

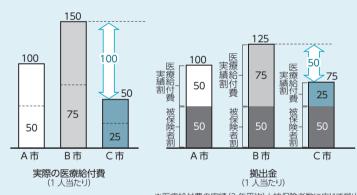
市町村長なのだろうが、あくまで「共

同

」で保険制度ではない

どうも高齢者医療制度の登場で廃

#### 都道府県単位の共同事業(事務:国民健康保険団体連合会)



※医療給付費の実績(3年平均)と被保険者数に応じて拠出

費への拠出金を定め、論理的に

0)

加入率を基準に高齢者医

ている。

同制度は、

各保険制

70歳

(最終的には75歳)

以 療

Ŀ. 度 止された「老人保健制度」と似

3 市の被保険者数は同数と仮定・厚労省資料を一部改変

クする責任者(保険者)がい 医療費や拠出金の適否をチェ は公平な「共同事業」だったが、

い欠点を抱えた。

0) ではないか。

するのか。

そんな声

んます

ます強まる

保の「保険者」になるのを忌避

め 計

画

や医療費適正化計画も定

ながら各都道府県

はなぜ

国

調整交付金で支援し、県が医療

う弱さを内包したのではないか。

県単位で財政が賄われ、県が

仮想) な、保険者、が制度を担

わば目に見えないバ

ーチャ

ル

今回の共同安定化事業も、

13

な市町村国保はひと息つけるだろう。

しかし、共同安定化事業の責任者は

### 宮武 (みやたけ・ごう)

毎日新聞社・論説副委員長、埼玉県立大学、目白大学の教授 PO「福祉フォーラム·ジャパン」会長も務める。 を経て、目白大学生涯福祉研究科・客員教授。NHK(Eテレ) 福祉マガジン」編集長(毎月最終水曜日午後8時放映)やN